



2022年5月11日

各 位

会 社 名 中央可鍛工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 武山 直民
(コード番号 5607 名証メイン市場)
問 合 せ 先 常務執行役員 加藤 洋平
(TEL 052-805-8600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第93回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告方法について、周知性の向上および公告手続きの合理化をはかるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第4条第2項は、やむを得ない事由により電子公告することができないときの措置として、中部経済新聞から日本経済新聞に変更するものであります。

(2) 株主総会および取締役会の運営について、柔軟性かつ機動的な対応を可能とするため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第14条および第25条は、取締役会の中から柔軟に招集権者および議長を選出できるようにするものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(4) その他、表現方法および字句の修正、条数の調整等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、<u>中部経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>当該取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p>

<p>第17条～第25条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第26条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第27条～第51条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第24条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第25条 取締役会は、<u>予め取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>当該取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第26条～第50条（現行どおり）</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

以上